

■論文題目	生成 AI と著作権		
■氏名(学籍番号)	吉田 優成(0412020104)		
■指導教員	窪 幸治	■所属コース	法律・行政コース
■キーワード	生成 AI	著作権	著作権法

1. はじめに

近年、コンテンツを AI 自らが生成する生成 AI が登場し、急速な発展を遂げたことによって、我々の日常でも手の届きやすい存在となった。特にオープン AI 社が開発した「ChatGPT」と呼ばれる、大規模な自然言語処理モデルの登場は、世界中で大きな注目を集めている。また、その他にも、画像生成 AI や音楽生成 AI など、様々な種類の生成 AI が発展し注目されている。

しかし、生成 AI を用いることはメリットばかりではなく、適切な指示を行うことの難しさや、誤情報が出力され得ることなど、多くのデメリットや課題があることも事実である。生成 AI をスムーズに活用していくには、デメリットや課題とどう向き合い、対処していくかが重要になってくる。本稿では、生成 AI に関わる著作権の問題点をメインに取り上げる。

2. データ収集・機械学習段階における問題

生成 AI を一から構築する場合や、ファインチューニングといったモデルのパラメーターの更新をする場合、日本の著作権法が適用されれば 30 条の 4 があるため、原則として無許諾で既存著作物の複製や利用ができる。しかし、同条ただし書に例外として、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」が挙げられるが、具体的でないため、どのような基準で判断をして良いかが明確ではないため、この点を検討し、その上で権利制限が妥当であるかについて考察する。

3. 著作権法 30 条の 4 ただし書の具体化

「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の判断基準として、同じ文言を用いる 35 条 1 項を参照して、「将来における著作物の潜在的販路を阻害するかどうか」と考えられているため、この基準に従う。

4. 権利制限の妥当性

生成 AI に機械学習をさせる際、諸外国では多くの場合、営利目的が認められる場合は利用が許されない。これに対し現行法 30 条の 4 に改正された、日本の著作権法旧 47 条の 7 は、営利・非営利といった限定を付していなかったことから、多くの諸外国に比べ著作権侵害が肯定されにくかった。しかし、平成 30 年改正後の 30 条 4 では、ただし書が旧 47 条の 7 の但書きに比べ非常に包括的になったことから、権利制限の範囲が狭まり、著作者の権利が守られやすくなったと言える。とはいえ諸外国ほど制限が厳しいわけではないため、現在の我が国の著作権法における権利制限の仕方は、バランスが取れていると言える。

5. AI 生成物の著作物性の問題

基本的に AI を道具として使う人間に、創作的寄与と創作意図が認められれば、AI が作り出したものに著作物性が認められ得る。問題とされるのは、具体的に何をすれば創作的寄与になるのかが明確にな

っていない点であり、創作的寄与の有無の判断方法を明確にする必要がある。

そもそも AI 生成物に対する著作権保護は必要なのだろうか。仮に著作権による保護がされないとした場合に生じ得る問題について考える。まず、AI 利用者にインセンティブが保障されないという問題が挙げられる。また、AI を用いた芸術やビジネスの発展が阻害される危険性も生じる。利用者にインセンティブが保障されていないことによって、AI を利用して生成を行うアーティストが減少する可能性があると考えられる。また、生成 AI の技術がより向上した場合に起こり得る問題が、人間によって一から行われる創作活動の衰退である。さらに、関連して僭称コンテンツの問題が発生することも挙げられる。以上のことから、AI 生成物に著作権を付与し、保護する必要性はあると結論づける。

6. 創作的寄与の有無の判断方法

基本的に創作的寄与があったかどうかを判断するには、それぞれの事例ごとにケースバイケースで判断するしかないということになっている。具体的には、AI 利用者が生成 AI に対して複雑かつ詳細なプロンプトを入力した場合などに認められやすくなると考える。

7. AI による生成の偶然性

AI による生成は偶然性に左右される一面があるため、著作物性を否定する考え方も存在するが、偶然性に左右されるという理由のみで、著作権が認められなくなるということは考えにくい。

8. 権利帰属

AI 生成物に著作権が付与されるとなった場合、権利の帰属元はどこになるのか。原則としては AI に直接指示を行ったユーザーに帰属すると考えられる。

9. AI 生成物による著作権侵害

どのように依拠性を認めるか。意図せず類似した作品が出力された場合、著作権侵害になるのかを考えなければならない。

広く依拠性を認める方が良いと結論づける。また、実際問題としても、既存著作物を真似する意図がなかった AI 利用者が、その意図がなかったこともしくは当該既存著作物を知らなかったことを実際の裁判で立証することは、AI の生成過程がブラックボックス化されていることから不可能に近いと考えられる。

10. 著作権侵害の責任主体

主に責任主体となり得るのは、AI に作品を出力させた AI 利用者と、AI に機械学習をさせた学習済みモデルの作成者である。

11. 終わりに

AI と著作権が関わる実際の事例はまだ少ない。本稿で結論付けたこともあくまで考察に過ぎず、実際に事例として起きた場合に、本稿での考え方が妥当であるかどうかは未知数。あらゆる事例を想定し、どう対応していくかを考えておくことが今後求められる。